

令和2年10月30日

債権者、関係者 各位

丸建自動車株式会社  
保全管理人 弁護士 漆 原 梢

## 民事再生手続廃止のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当社の民事再生手続（さいたま地方裁判所令和2年（再）第2号）にご支援とご理解を賜り、御礼を申し上げます。

さて、当社は、計画外事業譲渡による再生計画案の策定を予定し、民事再生手続開始決定直後からスポンサー企業の募集を行って参りました。その結果、1社より、お申し出をいただきましたので、同社との間で、事業譲渡契約の締結に向けた交渉を行って参りましたが、民事再生法上必要とされる清算価値を満たす譲渡価格での事業譲渡契約の締結には至りませんでした。

そこで、当社は、民事再生手続内での事業譲渡を断念し、破産手続に移行する過程で事業譲渡を行うべく民事再生手続廃止の上申をいたしました。本日、さいたま地方裁判所にて、民事再生手続廃止の決定がなされ、同時に、保全管理人による管理命令及び強制執行等の包括的禁止命令が発令されましたので、お知らせいたします。

当社は、現在、上記スポンサー企業との継続的な協議・交渉を重ねている状況にあり、事業譲渡契約の締結には、なお相応の時間を要する見込みです。つきましては、今後も地域の足を確保するため、バス運行事業を継続しつつ、上記スポンサー企業との間で、できる限り早期に事業譲渡契約の締結ができるよう協議・交渉を継続させていただきます。

今後も、保全管理人及び役職員が一丸となってバス運行事業を継続し、スポンサー企業への事業譲渡を実現すべく業務に邁進する所存でございますので、変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具